

国際人権活動

2022年3月8日（火）第140号

国連経社理特別協議資格NGO
国際人権活動日本委員会
〒170-0005東京都豊島区南大塚
2-33-10 東京労働会館 1F
tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431
e-mail:hmrights@yahoo.co.jp

国際人権の国内定着をめざして

議長 鈴木 亜英

ご承知の通り、定期的に行われている人権審査にコロナ禍のため遅れが生じています。すでに審査の順番が到来している自由権規約は2年以上ストップしたままです。

日本政府はこれまで審査の中で指摘された人権の遅れを真摯に受け止めず、次の審査で再び同じことを指摘されるという弱点を晒すことが度々ありました。例えば公共の福祉論や刑事司法制度などは何度規約違反を指摘されたか分かりません。フォローアップで、速やかに改善に手を付けよと言われても改善の兆しさえ見られません。加えて、今回のコロナ禍で審査そのものが度々延期となり、人権の進捗は増々ひどいものになっています。オンラインを駆使して会議はできないのでしょうか。

人権の改善を促すのは審査を受ければ十分というものではありません。規約を国内に定着させるには国内活用を心掛ける必要があります。批准された国際人権条約はいずれも国内法となりますから、従前の国内法だけでなく、批准した人権規約も立派な国内法ですから、できるだけ活用することが大切です。

私はこれまで、人権にかかわる裁判事件では人権の国内適用を意識して取り組んできました。たとえば、ビラ配布の自由が奪われた堀越事件、年金減額の違法が争われている年金訴訟など数件あり



鈴木 亜英 議長

ますが、取り上げはまだ十分ではありません。

これまで、裁判所は国際人権に対する馴染みの薄さから国際人権の主張があっても、これを無視したり、ないがしろに扱う傾向がありましたが、最近は前向きな姿勢を示す裁判所も徐々にではありますが増えています。辛抱強さが求められる仕事ですが、学者や法律家の援助を得て、裁判では積極的に活用し国際人権というものを我が国の風土に力強く根付かせたいと思います。

いま闘ってらっしゃる事件を国際人権の視点から見つめなおしたら、前方にこれまでとは違った灯りが見えて来るかも知れません。

当面の日程

■第3回幹事会

- ・ 4月26日（火）18時30分～
- ・ 東京労働会館5階会議室

■第2回代表者会議

- ・ 3月22日（火）18時30分～
- ・ 東京労働会館4階会議室

第25回総会

第25回総会は2021年11月27日（日）、13時から16時まで東京労働会館・地下会議室において19名（オンライン参加：2名）の参加者を得て開催されました。議事に先がけ事前学習会が催され、本多ミヨ子さん（首都圏移住労働者ユニオン）を講師に迎えて「国際的視点から見た技能実習生制度」と題して約45分の講演を行いました。（講演報告は次ページを参照） 続いて議長団（吉田典裕さん、石賀田鶴子さん）を選出し、鈴木亜英議長から次のような挨拶がありました。



なるので、そうではない。これは重要な問題であり、技能実習生の問題は強制労働だが、それだけではなく、日本人が元々持っている強制労働と深く関わっている。……

さて、第7回自由権規約での日本審査が延び延びとなっているが、このままにはいけない。このコロナ禍で漫然と過ごしていると、いくらでもそのようになるので、今の状況を利用して、私たちがもっと強く勉強する訓練をしなければいけない。今日もいくつか報告があると思うが、自分たちが主張して、自由権規約委員会に報告している内容を深めるための努力を行っていることを考えて進めたい。活発な議論を期待します。」

鈴木議長のあいさつ

四半世紀の歴史を持ったわが団体が、さらに前進をしなければならない。しかし、コロナ禍のために自由が利かない時期になっている。先ほど、本多氏が示した問題はまさに一外国人あるいは外国人制度の問題ではなく、日本における人権とか労働問題の根幹に関わる部分の脆弱性を突いているのではないかと。従って、これを改善するための努力や運動が外国人だけではなく、我々自身の働き方や報酬を含めてもっと改善されなければならないのではないかと。そこが抜けると、それは外国人の話でしょう、と



松田事務局長の報告

続いて、松田事務局長から2021年度の活動と2022年度の課題として、①2週間後の人権デー・3省要請行動の取り組み、②コロナ禍における「国際人権入門講座」開催の可能性、③自由権規約委員会における第7回日本審査の早期開催への取り組み、及び第4回UPR（普遍的・定期的審査）日本審査（2023年1月開催）に向けてNGOレポートの作成準備、④個人通報制度の批准に向けて宣伝の拡大、⑤当委員会会員の裁判・争議や人権問題への支援などを報告しました。大坂事務局次長は決算報告と次年度予算の提案、大谷会計監査より会計監査報告が続きました。総会後半、質疑応答が行われ、5名から発言・報告（下記参照）があり、採決、役員選出と続き、最後に総会アピールを塩田哲子さん（幹事）が読み上げて採択され、集会を閉会しました。

第25回総会

参加者の発言から

濱嶋隆昌さん（日本国民救援会・兵庫）

冤罪を訴えながら在留特別許可を求めるナイジェリア人（仮放免中）の闘いと彼の子どもへの在留の権利に関して、救済を行う上での権利条約の活用を報告した。

生江尚司さん（日本国民救援会）

乳腺外科医師冤罪事件に関して最高裁にて口頭弁論が行われるとの報告を行った。それから、再審法改正の取組みと、「布川事件」国賠訴訟で勝利した桜井昌司さんを取材したNHKの番組を紹介した。



竹内 修さん（国連に障がい児の権利を訴える会）

障がい児権利条約へのレポートがコロナ禍により止まっている。ILO/ユネスコ専門委員会（セアート）から教員の権利が侵害されているとして国に対して勧告が出ているとして、文科省や都教育委員会に訴えているが、無視され続け芳しい結果が出ていない。

石賀多鶴子さん（JAL争議団員）

羽田空港で抗議行動や院内集会の様態を報告。新たに労働組合（JHU）を立ち上げ、指宿弁護士を顧問弁護士としている。復職年齢可能者の客室乗務員が初めて会社との団交に



アピールを提案する塩田哲子さん

参加したこと、円満解決のための損害賠償の件では、会社は金銭解決はしないとやっていること、財源問題ではないが金を出さないと言っている、と報告した。またこの組合（JHU）は会社だけではなく、国土交通省にも交渉の要求をし、国交省にも使用者責任があるとして追及していく、と現在の状況を報告した。

吉田典裕さん（出版労連）

教科書検定問題と自由権規約並びに子どもの権利条約との関係について発言。

今年（2021年）、従軍慰安婦と朝鮮人の強制連行と強制労働に関する教科書記述に対して攻撃があり、記述が変更させられた。発端は、

3月に自民党議員や維新の会議員から、教科書に従軍慰安婦などの記述が載っているのはおかしいのではないか、との質問があった。質問趣旨書が出された後、政府は閣議決定を行い、「従軍」と「慰安婦」に分ける回答を行った。それに基づき、教科書の記述を変更させられた。しかし、この閣議決定は政治的に公正・中立でないところで検定が行われているので、自由権規約第19条（表現の自由の権利）に違反している。また、政府は子どもの権利委員会に対して、「公正に検定している」「教科書の記述変更は発行者の責任でやっている」としており、政府は歴史修正主義者に加担し、歴史認識を変えようとしている、と指摘した。



総会に参加されたみなさん

事前学習会

国際的視点から見た技能実習生問題

講師：本多ミヨ子さん（首都圏移住労働者ユニオン）

本多さんは、「現在、技能実習生を日本の受入れ企業（約40,000社）に紹介する監理団体は約3,100団体あり、2020年末の時点で、コロナ禍の影響もあり実習生は約378,000人（その内ベトナム人は約208,000人）になっている」と紹介しました。また、「実習生をサポートするとして政府が設立した技能実習機構に581人が配置され、本部勤務を除く約340名が全国13カ所でサポート業務にあたっている。この機構内には国公労連の組合があり、人数増加を要求している」とのことです。

人身取引・強制労働では

本多さんは簡単に技能実習生制度の概要を説明し、「日本の監理団体は非営業団体でなければならないが、送り出し国の送り出し機関はその規制がなく、事実上、派遣会社になっている。このことが様々な問題を含んでおり、人身取引や強制労働ではないかと、アメリカ国務省の人身取引報告書や国連の人身取引議定書で指摘されている所以である。例えば、実習生は①雇用主を特定して在留資格を与えられおり雇用主を変更できない②日本に行く前に『誓約書』にサインさせられ、『妊娠しては行けない』『労働組合と接触してはならない』『日本人と不要に接触しない』など③送り出し機関に『手数料』と称して多額の金額（1万ドルを超えることも）の借金を背負って日本に来る」と指摘しました。

技能実習制度はILO29号条約違反

技能実習生制度については、「様々な国連機関が懸念や勧告を日本政府に対して出している。自由権規約委員会は2006年と2014年に勧告を出し、1年以内に改善策を示すよう求めた。移住者の人権特別報告者は2010年、人権理事会におけるUPR(普遍的定期的審査)は2012年にそれぞれ勧告を出した」と指摘し、「首都圏移住労働者ユニオン(LUM)は、2010年から毎年ILOに『技能実習制度はILO29号条約(強制労働の禁止)違反である』として状況報告をしている。2019年6月に開かれたILO第108回総会



に提出された専門委員会報告は、2016年と2017年に受領したLUMの所見に留意するとして、日本政府に対して『強制労働に等しい虐待慣行や労働条件から、実習生を保護する措置を執るよう、そして技能実習法などに違反した件数とその性質、起訴件数、有罪件数、有罪判決につながった証拠の情報を提供するよう』求めた」と報告しました。

本多さんは今後に向けて、「国際機関に情報提供を続けること、日本国内のマスコミに働きかけ、日本人の関心を高めて廃止すべきとの世論を作っていくことの必要性」を強調しました。

色部 祐さん（働くもののいのちと健康を守る東京センター）から追加意見

過労死防止学会から3年間(2016年～2018年)の技能実習生の毎年の死亡事例が法務省から報告されている。年齢、出身国、死亡原因がコメント付きで出ている。年間30人位で20代、30代の技能実習生が、安全配慮のない中での労災事故や脳心臓疾患で亡くなっている。強制労働や劣悪な労働環境の結果と思われる。しかし、労働災害として報告されているのは稀だ。多くの技能実習生が無念の思いで無くなっている。労災認定や死亡原因について、これからも引き続き技能実習生の問題に係わっていきたい。

JAL 争議団の現状と展望

JAL 争議団 石賀 多鶴子 (JHU 組合員)

2010年大晦日にJALから不当解雇されて早12年目を迎えています。

勇気の出た東京集会

2022年2月16日「JAL争議の全面解決をめざす東京集会」が開催されました。YouTubeでの視聴者も含めて全国で500人の参加者がありました。この集会はJAL東京中部・神奈川西部地区の支援者が中心になり実行委員会を立ち上げ、106団体・425個人からの賛同を集めることが出来、内容的にも素晴らしいもので争議団員はとても勇気を貰うことが出来ました。



膠着状況を打ち破るために

現在、争議団員はJFU(日本航空乗員組合)・CCU(キャビンクルーユニオン)・JHU(JAL被解雇者労働組合)の三つの労働組合に所属しています。

2018年4月赤坂新社長が「できるだけ早期に解決したい」と発言、5月「整理解雇問題の解決に向けて踏み出す」との経営方針が出されました。しかし4年経過しようとしている現在でもパイロット4名、客室乗務員2名が1年契約の嘱託地上職員として採用されただけで、未だ争議の全面解決には至っておりません。

JHUはこの膠着状況を打開し、納得できる解決を目指すべく、JFU加入が認められなかった機長3人で立ち上げました。現在は客室乗務員も加入しています。

不当労働行為を申立て

JHUは2021年5月、JALの「団交拒否問題」で

東京都労働委員会に不当労働行為救済を申し立て、6月には「自民党・立憲民主党・共産党・社民党・無所属」20人の国会議員が「早期解決を求める要望書」を都労委に提出し、JHU都労委闘争の後押しになっています。その後、JHUは、12月に、国土交通省に対して「団交拒否問題」で都労委への申し立てをしました。国交省は、破綻当時の人員削減計画について「現実的かつ具体的に支配・決定できる地位にある者」で「使用者性」があり、争議を解決する責任があります。JAL争議全面解決の為にJHUの「都労委闘争の展開」と「労使交渉で解決を目指す」JFU・CCUとの協力関係も求められています。

勝利するまで

JAL争議は「労働者の生活と権利・人権を守る闘い」「空の安全を守る闘い」です。勝利するまで粘り強く闘って参りますので、ご支援を宜しくお願い申し上げます。



今後のイベント

3月29日（火）15時 静岡・袴田事件 検察の再審妨害を許さない3.29全国集会
衆議院第1議員会館大会議室 メイン企画：村木厚子さんx 鴨志田祐美弁護士との対談

LUMの事務所が （首都圏移住労働者ユニオン）

東京労働会館にお引越し

2月2日から、首都圏移住労働者ユニオンの事務所が、池袋から移転して、国際人権活動日本委員会と同じ東京労働会館の3階に迎える運びとなりました。

少人数の会議なら貸していただけるとのこと。

2月幹事会のあと、出席幹事のメンバーでお邪魔しました。



国際人権活動日本委員会 会員並びに支援者の皆さまへ

カンパのお願い

いつも変わらぬご支援をいただき有難うございます。長引くコロナ禍により活発な活動が出来ない状況が続いておりますが、オンラインを併用しての会議の設定など、少しでも会員の皆様に最新情報の提供や意見交換の場を増やす方策に努めております。侵害された人権の回復を求めて訴え続けてきた活動が、この閉じこもり社会の中においても停滞することなく前に進まなければなりません。また新たに起きている人権侵害への対応も大きな課題となっています。現在、国連の第134会期自由権規約委員会(2月28日～3月25日)において、6カ国の政府報告書の審査がオンラインを併用しながら開催されています。その後の会期日程は発表されておらず、日本を含む42カ国の国別報告審査日は未定の状況です。自由権規約委員会正常に戻るまでまだ時間が掛かりそうです。しかし、国連人権理事会のUPR(普遍的・定期的)審査はオンラインを利用し、順調に日程が進んでいます。UPR日本審査は2023年1月～2月に予定され、NGOレポートの締め切り日が2022年6月30日と発表されています。日本委員会はUPR日本審査に向け、懸案となっている様々な人権問題の解決を目指して報告書の準備をしております。国際人権を基準にして活動が少しずつ動き始めています。今後も皆さまのご支援・ご協力を心からお願い致します。